

事 務 連 絡

令和7年 7 月 3 日

指定障害福祉サービス等事業者 御中

那覇市障がい福祉課

就労選択支援の新規指定の手続き等について(通知)

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(令和4年法律第 104 号)の施行に伴い、令和7年 10 月1日から実施される就労選択支援にかかる新規指定の手続き等について、下記のとおり通知します。

記

1 新規指定のスケジュール

- ・事前協議を事業開始予定日の 80 日前までに行ってください。
- ・本申請は、事業開始予定日の前々月の 20 日までに必要書類をすべてそろえた上で窓口に申請してください。

※令和7年 10 月指定を希望する場合

事前協議 期限 → 7月 11 日(金) 本申請 期限 → 8月 20 日(水)

2 主な指定基準等

(1) 実施主体

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・ 自治体設置の就労支援センター
- ・ 障害者能力開発助成金による障害者就業能力開発訓練事業を行う機関

※要件

就労継続支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めています。

就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければなりません。

(2) 人員基準

- 管理者（管理業務に支障が無い場合は他の職務との兼務可）
 - 就労選択支援員
 - ・ 常勤換算で利用者数を 15 で除した数以上配置
 - ・ 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労選択支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする
 - ・ 就労選択支援員養成研修を修了していること
- 経過措置：令和 9 年度末までは、基礎的研修または基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労支援員とみなす
- ※基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。
- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
 - ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
 - ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
 - ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- サービス管理責任者の配置は不要

(3) 設備基準

- 訓練・作業室
 - ・ 利用定員 1 人あたり 2 平方メートル以上
- ※今後、利用定員 1 人あたり 3 平方メートル以上とする場合がございます。
- 相談室
 - ・ 間仕切り等を設けること（個室が望ましい）
 - 洗面所・便所
 - ・ 利用者の特性に応じたものであること

3 事前協議、指定申請の際に必要な書類、様式

那覇市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/syougai/service/site000/site010.html>

4 事業内容の事前説明について

- 就労選択支援については、地域との連携、中立性の確保が重要であることから、指定審査の参考とするため、指定の事業計画書を用いて事業内容の説明をしてください。